



熊本県公報

第13243号
令和5年(2023年)
6月30日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項…………… (地域振興課) 1
- 介護療養型医療施設の指定辞退…………… (高齢者支援課) 2
- 令和5年度(2023年度)熊本県家畜商講習会の開催…………… (畜産課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (障がい者支援課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (") 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (") 4
- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 4
- 形質変更時要届出区域の指定の解除…………… (環境保全課) 5
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 6
- 指定管理者の指定(熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設)…………… (観光国際政策課) 7
- 収納事務委託者の指定…………… (") 7
- 公共測量の実施…………… (監理課) 7
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項及び第33条第3項の規定に基づく特定病院の認定…………… (障がい者支援課) 8
- 公共測量の実施…………… (監理課) 8
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 8
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (") 8
- 公共測量の実施…………… (監理課) 9
- 直接請求の連署基準数…………… (選挙管理委員会) 9
- 直接請求の連署基準数…………… (") 9
- 令和5年度(2023年度)第1回熊本県保健医療推進協議会の開催…………… (保健医療推進協議会) 10
- 特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務取扱規則…………… (警察本部交通企画課) 10
- 熊本県道路交通規則及び自転車運転者講習に関する事務取扱規則の一部を改正する規則…………… (") 17
- 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 20
- 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 20

告 示

熊本県告示第529号

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。
令和5年(2023年)6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項
熊本県地域総合整備資金貸付要項(平成2年熊本県告示第367号)の一部を次のよう
に改正する。

第13条第1項第2号中「借入人又は保証人が手形交換所」の次に「又は電子記録債権
法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関」を加える。
附則第4項中「令和5年」を「令和15年」に改める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県地域総合整備資金貸付要項の規定は、令和5年4月3日(次項において「新要項適用日」という。)から適用する。
- 2 新要項適用日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第530号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。
令和5年（2023年）6月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
篠原医院 葦北郡芦北町佐敷370番 地の1	医療法人 新清会	令和5年（2023年）5月31日	介護療養型 医療施設

熊本県告示第531号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づき、令和5年度（2023年度）熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。
令和5年（2023年）6月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 講習会の目的
家畜取引の業務に関し必要な知識を習得させることを目的とする。
- 2 受講対象者
家畜商の免許を受けて家畜取引の事業を営もうとする者又は家畜取引の業務に従事しようとする者。
- 3 講習会の日時及び場所
 - (1) 日時
令和5年（2023年）8月29日 午前8時50分から午後5時まで
令和5年（2023年）8月30日 午前8時50分から午後5時15分まで
 - (2) 場所
熊本県立農業大学校
所在地：熊本県合志市栄3805
電話：096-248-1188
- 4 講習科目及び講習時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講手続
 - (1) 提出書類
ア 必要事項を記入した家畜商講習会受講申込書（別記様式第1号）
イ 受講手数料3,300円（熊本県収入証紙を受講申込書に貼付。返信用封筒を同封し、現金書留にて購入することも可。宛先：熊本県庁地下売店 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
ウ 写真2枚（申込前6月以内に撮影した、上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの。サイズは、縦4センチメートル、横3センチメートル程度のもの。1枚は、受講申込書に貼り付け、1枚は、同封すること。）
 - (2) 提出先
ア 県内在住の受講希望者は、居住地を管轄する各広域本部（地域振興局）農業・普及振興課に上記（1）を提出すること（郵送も可）。県外在住の受講希望者は、熊本県農林水産部生産経営局畜産課（以下「畜産課」という。）に上記（1）を郵送にて提出すること。
イ 熊本県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）の受講希望生は、同校校長を経由して、畜産課に上記（1）を提出すること。
 - (3) 提出期限
令和5年（2023年）7月24日（月）
 - (4) 受講票の交付
ア 県内在住の受講希望者（農業大学校学生を除く。）に対しては、各広域本部（地域振興局）農業普及・振興課から、県外在住の受講希望者に対しては、畜産課から、家畜商講習会受講票（別記様式第2号）を交付する。
イ 農業大学校の受講希望生に対しては、畜産課から家畜商講習会受講票（別記様式第2号）を交付する。
 - (5) その他
徴収した受講手数料は、原則返還しない。
- 6 受講上の注意
 - (1) 受講者は、以下の注意点を了承した上で受講すること。

- (2) 受講者は、受講中の携帯電話、タブレット等の利用を原則禁止する。
 - (3) 受講者は、講習期間中、基本的な感染対策を行うこと。
 - (4) 講習期間中に風邪の症状が認められる場合は、無理に来訪せず、かかりつけ医や最寄りの医療機関等を受診すること。併せて畜産課へ状況を報告すること。
 - (5) 上記(1)から(4)以外に必要と認められる具体的な対策が必要になった場合については、畜産課で協議し別途連絡する。
- 7 講習の免除に係る特例措置
 家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第1条の4第1項ただし書の規定に基づき、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者が講習の免除の特例措置の適用を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを受講申込書に添付すること。
 なお、免除の特例措置の適用を受ける者にあつては、受講科目の一部が免除される。
- 8 修了証明書の交付
 講習会の課程を修了した者には、講習会の終了後、修了証明書を交付する。
- 9 その他
 (1) 受講生は、受講日に家畜商講習会受講票(知事印が押印された原本)及び筆記具を持参すること。
 (2) 受講生は、午前8時45分までに、開催場所に設置された受付に受講票を提出し、受付を済ませること。

熊本県告示第532号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和5年(2023年)6月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和5年(2023年)6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字掘ノ口 4320番1地先から 同所 4320番1地先まで	145.0	防交 (交 安 全)
		阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字松畑 4469番1地先から 同所 4474番1地先まで	136.9	

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)6月30日

熊本県告示第533号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和5年(2023年)6月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和5年(2023年)6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	南小国上 津江線	阿蘇郡南小国町大字中原字湯田 4230番1地先から 同所 4238番1地先まで	80.0	活 力 創 出 基 盤 交 付 金

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)6月30日

熊本県告示第534号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条

の8の規定により次のとおり公示する。
 令和5年(2023年)6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人グリーン コープ 福岡市博多区博多駅前 一丁目5番1号	社会福祉法人グリーンコー プ ふくしサービスセンタ ー・Sunあい 熊本市東区長嶺東五丁目2 4番13号	4322000 76	令和5年(202 3年)6月19日

熊本県告示第535号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
 令和5年(2023年)6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
一般社団法人KURU MI 合志市豊岡2052番 地65	居宅介護事業所 Ku 熊本市中央区渡鹿六丁目1 番62号	4322000 75	令和5年(202 3年)6月19日

熊本県告示第536号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
 令和5年(2023年)6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
NPO法人NEXT E P 合志市幾久富1123 -5	穂っぶ 合志市合生3965-2	4322000 77	令和5年(202 3年)6月19日

熊本県告示第537号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。
 令和5年(2023年)6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 対象となる特定計量器
非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 検査区域
荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
- 検査日等

検査日(令和5年 (2023年))	検査受付時間	検査場所
8月1日	午前10時から午後3時まで	長洲町町民研修センター
8月2日	午前10時から午後3時まで	荒尾市浄水センター
8月3日	午前10時から午後3時まで	荒尾総合文化センター
8月4日	午前10時から午後3時まで	荒尾総合文化センター
8月7日	午前10時から午後3時まで	J A たまな南関旧供給センター
8月8日	午前10時から午後3時まで	和水町役場三加和総合支所

		(車庫)
8月9日	午前10時から午後3時まで	和水町役場本庁(庁舎裏車庫)
8月10日	午前10時から午後3時まで	J A たまな玉東総合支所
8月21日	午前10時から午後3時まで	玉名市天水町公民館
8月22日	午前10時から午後3時まで	玉名市横島支所
8月23日	午前10時から午後3時まで	玉名市岱明支所
8月24日	午前10時から午後3時まで	玉名市役所本庁舎
8月25日	午前10時から午後3時まで	玉名市役所本庁舎

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第538号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を次のとおり解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により公示する。

令和5年(2023年)6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域
熊本県八代市三楽町参号9番2の各一部(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
該当無し
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(別図)

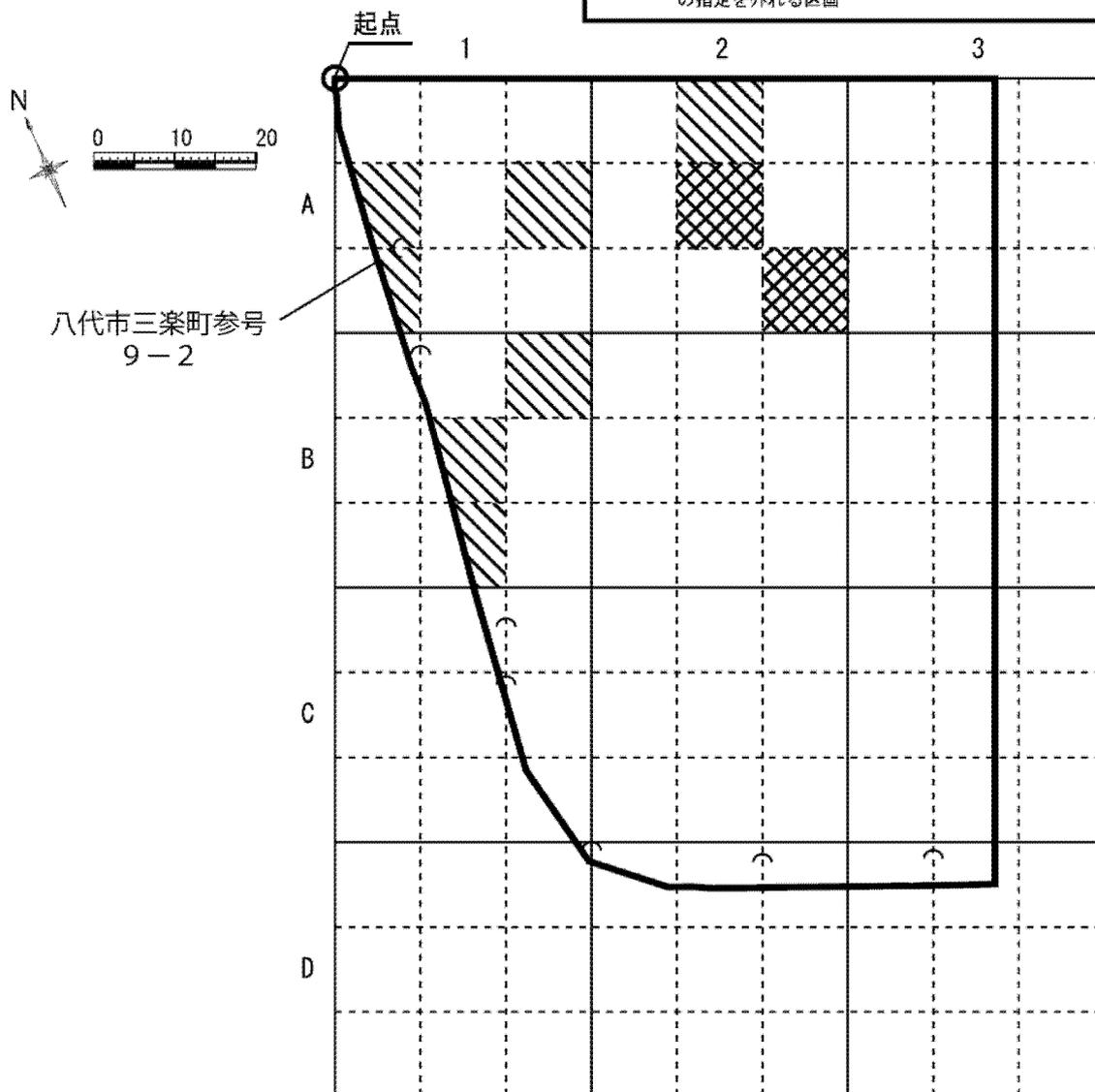
凡 例

- 30m格子
- 10m格子 (単位区画)
- ※単位区画の名称は右図の通りとする
- 公図に基づく敷地境界線及び試料採取等調査の範囲
- 形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物の土壌含有量)
- 形質変更時要届出区域の指定を外れる区画

○ 起点
N: 北 (座標北)
格子回転角度: 24.01°
※格子は境界線のうち最長辺と平行とした。

1	2	3
4	5	6
7	8	9

例: A1-5



熊本県告示第539号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。
 令和5年（2023年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平床下	天草市本町本	別図のとおり	地滑り
八久保	天草市本渡町本渡、 本町本	別図のとおり	地滑り
田代	天草市五和町城河原	別図のとおり	地滑り
九両	天草市五和町手野	別図のとおり	地滑り
山浦	天草市五和町手野	別図のとおり	地滑り

(別図1から別図5までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第540号

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例（令和4年熊本県条例第38号）第13条第1項の規定により熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。
令和5年（2023年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設	阿蘇郡南阿蘇村久石 2807番地	みなみあそ観光局・ あそ望の郷共同体 代表者 一般社団法人 みなみあそ観光局 代表理事 丸野健一 郎	令和5年（2023年）7月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

熊本県告示第541号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和5年（2023年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体 阿蘇郡南阿蘇村久石2807番地	使用料	令和5年（2023年）7月1日から 令和8年（2026年）3月31日まで

公 告

熊本県公告第414号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により法務省熊本地方方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和5年（2023年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量を含む法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業）	令和5年（2023年） 7月1日から 令和7年（2025年） 3月31日まで	上益城郡益城町大字安永及び馬水の各一部

熊本県公告第415号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項前段及び第33条第3項前段の規定により、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認めた。

令和5年（2023年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	病院の所在地	認めた年月日
医療法人山田会 八代更生病院	八代市古城町1705	令和5年（2023年）7月1日から 令和8年（2026年）6月30日 日まで

熊本県公告第416号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県南広域本部球磨地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（写真測量による数値地形図作成）	令和5年（2023年） 6月16日から 令和5年（2023年） 10月31日まで	球磨郡相良村川辺

熊本県公告第417号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
長濱 優二	天草郡苓北町坂瀬川	天草郡苓北町坂瀬川字大圓1702番3
柳瀬 安好	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字桑木原1037番1
福本 弘	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字下鶴2720番2
株式会社L&P	八代郡氷川町鹿島	八代郡氷川町野津字北穴田3125番ほか5筆
株式会社カワカミ蓮根	熊本市西区沖新町	玉名市滑石字南請2087番1ほか1筆

2 認可年月日

令和5年（2023年）6月22日

熊本県公告第418号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上村 憲弘	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田丙字上尾丸793番 ほか1筆

2 認可年月日
令和5年(2023年)6月22日

熊本県公告第419号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年(2023年)6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(空中写真撮影、写真地図作成)	令和5年(2023年) 9月1日から 令和6年(2024年) 2月29日まで	荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年(2023年)6月30日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	61,002
八代市・八代郡選挙区	37,081
人吉市選挙区	8,637
荒尾市選挙区	14,127
水俣市選挙区	6,502
玉名市選挙区	17,770
天草市・天草郡選挙区	23,411
山鹿市選挙区	13,957
菊池市選挙区	12,954
宇土市選挙区	10,097
上天草市選挙区	7,249
宇城市・下益城郡選挙区	18,720
阿蘇市選挙区	6,962
合志市選挙区	16,728
玉名郡選挙区	10,893
菊池郡選挙区	20,968
阿蘇郡選挙区	9,898
上益城郡選挙区	23,290
葦北郡選挙区	5,817
球磨郡選挙区	14,222
その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	136,954

熊本県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40

万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年(2023年)6月30日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 28,852
その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 280,320

熊本県保健医療推進協議会公告第2号

令和5年度(2023年度)第1回熊本県保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和5年(2023年)6月30日

熊本県保健医療推進協議会

- 1 開催日時
令和5年(2023年)7月7日(金) 午後2時30分から
- 2 場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 1階 テルサホール
- 3 議題
(1) 第8次熊本県保健医療計画の策定に係る基本方針について
(2) 第8次医療計画の概要について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県保健医療推進協議会事務局(熊本県健康福祉部健康福祉政策課内)
(電話096-333-2193)

熊本県公安委員会規則第6号

特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務取扱規則を次のように定める。

令和5年6月30日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務取扱規則

(趣旨)

- 第1条 熊本県公安委員会における道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第15号に掲げる講習(以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。)の実施については、法、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)、熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
- (受講命令書の交付)
- 第2条 施行規則第38条の4の4第1項に規定する命令書(以下「受講命令書」という。)の交付は、熊本県警察本部交通企画課長を経由して行うものとする。
- 2 「受講命令書」を交付したときは、法第108条の3の5第1項の規定による命令(以下「受講命令」という。)を受けたる者から特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第1号)を徴するものとする。
- (他の都道府県公安委員会への通知等)
- 第3条 熊本県公安委員会は、受講命令を行う場合において、当該受講命令を受ける者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該住所地を管轄する都道府県公安委員会(以下「住所地公安委員会」という。)に対して特定小型原動機付自転車命令通知書(別記様式第2号)により受講命令を決定した旨の通知を行うものとする。
- 2 前項の場合において、受講命令を受ける者が熊本県公安委員会の実施する特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を希望しないときは、熊本県公安委員会は、住所地公安委員会に対して受講命令書の交付を依頼することができる。
- (受講命令書の交付の依頼を受けた場合の措置)
- 第4条 第2条の規定は、受講命令を決定した他の都道府県公安委員会(以下「命令公安委員会」という。)から受講命令書の交付の依頼を受けた場合における受講命令書の交

- 付について準用する。
- 2 熊本県公安委員会は、前項に規定する依頼に基づき受講命令書を交付したときは、特定小型原動機付自転車命令執行通知書（別記様式第3号）により、命令公安委員会に通知するものとする。
 - 3 第1項に規定する場合において、受講命令を受ける者の所在不明その他の事由により受講命令書を交付することができないときは、熊本県公安委員会は、特定小型原動機付自転車命令書返送書（別記様式第4号）により当該受講命令書を命令公安委員会に返送するものとする。
（講習終了証書の交付）
- 第5条 熊本県公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した者に対し特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（別記様式第5号。以下「講習終了証書」という。）を交付するものとする。この場合において、副本を保管するものとする。
- 2 前項の規定により講習終了証書の交付を受けた者は、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、又は毀損したときは、熊本県公安委員会に特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（別記様式第6号）を提出して、講習終了証書の再交付を申請することができる。
 - 3 熊本県公安委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、第1項に規定する副本の写しを交付するものとする。
（委任）
- 第6条 この規則に定めるもののほか、特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関し必要な事項は、熊本県警察本部長が定める。
- 附 則
この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- 別途調整します。
- 下記のとおりとします。

場所	
日時	<p style="text-align: center;">午前</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分 から</p> <p style="text-align: center;">午後</p>

別記様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

公安委員会 殿

熊本県公安委員会

特定小型原動機付自転車命令通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知する。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に 〔 ・ 交付済み 〕 〔 ・ 未交付 〕
	貴公安委員会への命令執行依頼 〔 ・ あり 〕 〔 ・ なし 〕
	特定小型原動機付自転車 運転者講習の実施 〔 ・ 当公安委員会 〕 〔 ・ 貴公安委員会 〕
備 考	

別記様式第3号 (第4条関係)

年 月 日

公安委員会 殿

熊本県公安委員会

特定小型原動機付自転車命令執行通知書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。

記

住 所	
被命令者	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
備 考	

別記様式第4号 (第4条関係)

年 月 日

公安委員会 殿

熊本県公安委員会

特定小型原動機付自転車命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する受講命令については、被命令者の所在不明その他の事由により受講命令書を交付できないことから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
備 考	

別記様式第5号 (第5条関係)

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを
証明する。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

第1条 熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」に、「自転車通行止め」を「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」に、「自転車及び歩行者等専用」を「普通自転車等及び歩行者等専用」に改める。

第41条第1項中「及び第15号」を「、15号及び16号」に改める。

第42条第1項に次の1号を加える。

(16) 第16号に掲げる講習 別記様式第51号の4の申込書

別記様式第51号の3中「自転車運転者講習受講申込書」を「特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第51号の4 (第42条関係)

自転車運転者講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

TEL () -

携帯TEL () -

道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる講習を申し込みます。

講 習 日

年 月 日

講 習 場 所

手

数

料

(自転車運転者講習に関する事務取扱規則の一部改正)
第2条 自転車運転者講習に関する事務取扱規則(平成27年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
第1条中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改める。
第2条第1項中「第38条の4の4」を「第38条の4の4第2項」に改め、同条第2項中「第108条の3の5」を「第108条の3の5第2項」に改める。
第3条第1項中「命令通知書」を「自転車命令通知書」に改める。
第4条第2項中「命令執行通知書」を「自転車命令執行通知書」に改め、同条第3項中「命令書返送書」を「自転車命令書返送書」に改める。
第5条第2項中「再交付申請書」を「自転車運転者講習終了証書再交付申請書」に改める。
別記様式第2号中「命令通知書」を「自転車命令通知書」に改める。
別記様式第3号中「命令執行通知書」を「自転車命令執行通知書」に改める。
別記様式第4号中「命令書返送書」を「自転車命令書返送書」に改める。
別記様式第5号中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改める。
別記様式第6号中「再交付申請書」を「自転車運転者講習終了証書再交付申請書」に改める。
附 則
この規則は、令和5年7月1日から施行する。

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年6月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第37号

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料等の支給に関する規則(昭和26年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第11条の2の見出し及び同条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。
附 則
この規則は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年6月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第38号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
第6条中「第7条」を「第6条」に改める。
附 則
この規則は、令和5年6月30日から施行する。